1 木更津市 介護予防訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称			—————————————————————————————————————			合成 単位数	算定単位
種類 項目) C)(1) [[[]]			31	<u>ر ج</u>		単位数	チベーロ
A2 1111	#31/3 = 35 1			(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割			1, 176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12]イ 1.国坐たはの煙進む	かた同数を守める場	(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	週当たりの標準的な回数を定める場 \^2		1 2,349単位 日割の	日割の場合	77単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	П		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2 2321					日割の場合	123単位	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	П		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サ	ービスである場合	287単位	287	
A2 2511	訪問型独自サービス22	1月当たりの回数を	定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	1回につき
A2 2621	訪問型独自サービス23	177 日707 四级色		(2) 王冶版助が中心でめる場合	(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	「国につる
A2 1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11			(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1	日書	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		1回当たりの標準	(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	高齢者虐待防止	ロ 1月当たりの回数 を定める場合	める	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13					37単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サー			-3	
A2 C217	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算22			こりの回数 (2)生沽援助か中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2 C218	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	「国につる
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物	事業所と同一建物の	の利用者又はこれ以外の同一建物の利用	者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	の利用者等にサー	事業所と同一建物の	の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	ビスを行う場合	同一の建物等に居	住する利用者の割合が100分の90以上の	場合	所定単位数の 12% 減算		
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	二 生活機能向上過	亩堆加質		(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	一 工力饭形凹工	主 伤川		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化力	加算			50単位加算	50	月1回程度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I				(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	へ 介護職員処遇	改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		181-04
	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	人游啦品做社会	之加油水美加管		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	17 计 遗椒貝 等符为	定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等べ-	ースアップ等支援加拿	算		所定単位数の24/1000 加算		

[※] 黄色の塗りつぶし箇所は、単価等の変更箇所です。

[※] 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。

[※] ピンク色の枠の箇所は『訪問型サービスA(緩和した基準による)』と併用して利用する場合に算定してください。

2 木更津市 訪問型サービスA(緩和した基準による) サービスコード表

サービ	スコード 項目	サービス内容略称		算定項目				算定単位
在 A3	1011					90%	合成 単位数 225	
А3	1012	・ 訪問型サービスA I	訪問型サービスA費(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	45分から60分の生活援助。月5回を上限とする。	80%	225	
А3	1013					70%	225	
А3	1021	訪問型サービスAⅡ				90%	225	
А3	1022		訪問型サービスA費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	45分から60分の生活援助。月10回を上限とする。	80%	225	1回につき
А3	1023					70%	225	
А3	1031					90%	225	
А3	1032	訪問型サービスAⅢ	訪問型サービスA費(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週3回程度)	45分から60分の生活援助。月16回を上限とする。	80%	225	
А3	1033					70%	225	
А3	1041					90%	200	
А3	1042	訪問型サービスA初回加算	初回加算		200単位加算	80%	200	1月につき
А3	1043					70%	200	

3 木更津市 介護予防通所介護相当サービス(独自) サービスコード表

サービスコード よくさったがか かたて口 合成								会成	AND	
種類	項目	サービス内容略称			界	定項目			単位数	算定単位
A6		通所型独自サービス11			事業対象者·要支援1				1,798	1月につき
A6		通所型独自サービス11日割	イ	1 708単位 日割の場合			59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12	1週当たりの標準的な回数を	たりの標準的な回数を定める場 事業対象者・要支援2		3072		3.621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割 4	П		3, 621単位	日割の場合		119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21 灰色の塗りつぶし箇所は			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部	3で4回まで		436単位	436	
A6	1123	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- 1月当たりの回数を定める場合		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部	で8回まで		447単位	447	1回につき
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11						18単位減算	-18	1月につき
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1	事業対象者·要支援1	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	1		1週当たりの標準的な回数を定める場合	****		36単位減算	-36	1月につき
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	高齢者虐待防止措置未実施。	減算		事業対象者·要支援2	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21				事業対象者·要支援1		4単位減算	-4	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			1月当たりの回数を定める場合	事業対象者·要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6		通所型独自業務継続計画未策定減算11						18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1	事業対象者·要支援1	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			1週当たりの標準的な回数を定める場合			36単位減算	-36	1月につき
A6		通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	業務継続計画未策定減算			事業対象者·要支援2	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21				事業対象者·要支援1		4単位減算	-4	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			1月当たりの回数を定める場合	事業対象者·要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する	*************************************	1	事業対象者·要支援1	•	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	一建物から利用する者に通所		1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援2		752単位減算	-752	1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	ス(独自)を行う場合		ロ 1月当たりの回数を定める場合	7-7-7-2-11 22-7-2-1		94単位減算	-94	1回につき
A6		通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	- 1/1コに7の自然とためも前自		-47	片道につき			
A6		通所型独自生活向上グループ活動加算	***/IO ***				100	71221476		
A6		通所型独自サービス運動器機能向上加算	<u>・ </u>				225			
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	二 若年性認知症利用者受入					240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算					50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	へ 栄養改善加算					200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算I				(1) 口腔機能向上加算(I)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービスロ腔機能向上加算 II	ト 口腔機能向上加算			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1				運動器機能向上及び栄養改善	Ė	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	チ (1) 選択	的サービス	、複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能		480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3	選択的サービス		(以从大)地加升(1)	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6		通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	複数実施加算 (2)選択	的サービス	、複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び	(口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ事業所評価加算	.,, _,,	(IXXX/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/	是	/ — ALL 100 HE 1-1-1	120単位加算	120	1月につき
A6		通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算			480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			事業対象者·要支援1		88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算I2			(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援2		176単位加算	176	
A6		通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1				事業対象者·要支援1		72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	リ サービス提供体制強化加	算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2		144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1				事業対象者·要支援1		24単位加算	24	
A6		通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2		48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I			(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1			100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ヌ 生活機能向上連携加算					200単位加算	200	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算II2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	運動器機能向上加算を算定し	ている場合	100単位加算	100	
A6		通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算 I	-1		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(e		7 - W M	20 単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算 II	ル 口腔・栄養スクリーニング	加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6			5単位加算	5	1回につき
A6		通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		、一、一は 小及ハノノ ーンノ川井(エ)(- , , · - C BAUL/		40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(1)介護職員処遇改善加算(I)			所定単位数の 59/1000 加算	70	
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ワ 介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(II)			所定単位数の 43/1000 加算		
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	2 万成物只龙边以各加弃		(3)介護職員処遇改善加算(III)			所定単位数の 23/1000 加算 所定単位数の 23/1000 加算		1月につき
A6	6118	通所至独自サービス処理以音加昇血 通所型独自サービス特定処遇改善加算 I			(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)			所定単位数の 23/1000 加昇		.711-26
A6	6119	通所至独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	力 介護職員等特定処遇改善	加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)			所定単位数の 12/1000 加算		
A6		通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等	李接加 質				所定単位数の 10/1000 加算		
AU	0114	四川王弘白 / しへ、 ヘノソノサス该州子	- 11 HK 1989 13 1 11 / / / / 7	· ~ 100 / m #				川に平世数の 11/1000 加昇		

定員超過の場合

Æ		шшч	/· 传口							
サ	ービス	ベコード	サービス内容略称		算定項目			合成	算定単位	
科	重類	項目	クレス内谷町が		开足快口			単位数	并是丰立	
	46	8001	通所型独自サービス11・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援1	1,798単位	798単位		1月につき	
-	46	8002	通所型独自サービス11日割・定超		于朱州亦自 艾之汉:	59単位	59単位	41	1日につき	
	46	8011	通所型独自サービス12・定超			事業対象者·要支援2	3,621単位	単位 定員超過の場合 × 70%	2,535	1月につき
-	46	8012	通所型独自サービス12日割・定超		于未对外位·安义版2	119単位	た貝起廻の場合 ^ /0%	83	1日につき	
1	46	8003	通所型独自サービス21・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき	
1	46	8013	通所型独自サービス22・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	TEIC JE	

看護・介護職員が欠員の場合

	ジスコード ! 項目	サービス内容略称		算定項目				算定単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	,	事業対象者·要支援1	1, 798単位		1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場	学术// 体目 艾艾波:	59単位	F-# A-# TM B (/ 4- B o H A	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者·要支援2	3,621単位	看護・介護職員が欠員の場合	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		学来对你日 艾艾波C	119単位	× 70%	83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	.070	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	TEIC JE

- ※ 灰色の塗りつぶし箇所は、木更津市では使用しません。
- ※ 黄色の塗りつぶし箇所または赤字箇所は、単価等の変更箇所です。
- ※ 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。 ※ 運動器機能向上加算、複数サービス実施加算 I 1~ I 3・I 、事業所評価加算、生活機能向上連携加算 I 2については、令和6年4月サービス提供分以降利用できません。

4 木更津市 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定単位
種類	項目	リーこへ内谷哈が	异处境日	単位数		
AF	1001	介護予防ケアネジメントA	イ介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	442	
AF	1002	初回加算	口 初回加算	300単位加算	300	
AF	1003	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	1月につき
AF	1004	初回加算+委託連携加算	ロ 初回加算 + ハ 委託連携加算	600単位加算	600	TAIC JE
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算	438	
AF	3001	介護予防ケアマネジメントC	イ介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	442	

[※] 黄色の塗りつぶし箇所は、単価等の変更箇所です。※ 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。